

令和 8 年度キャリア教育推進事業委託業務 提案依頼書

第 1 事業実施の背景と目的

県内の女性の就業状況を見ると、男性に比べて非正規雇用率が高く（図 1 参照）、また、企業における女性の管理職割合は 26.9%にとどまり、業種による偏りも大きいのが現状です。（図 2 参照）このことは、女性の賃金が生涯にわたってほとんど上昇しないことや、男女間の賃金格差にも影響を与えています。（図 3 参照）

また、全国の 15～24 歳の男女の学生 1,000 人に対する民間のアンケート調査では、女子学生は男子学生に比べて、将来リーダーになる自信がない傾向がみられており、このような傾向も、女性管理職割合の低さなどに影響を与えている可能性があります。（出典／公益財団法人プランインターナショナル・ジャパン「日本における女性のリーダーシップ 2021」）

さらに、令和 6 年度に、県内・県外在住の学生または社会人の女性 100 人を対象に県が行った調査では、「県内企業は新しいことをしようという意志が弱く、現状維持思考が強いと感じる」、「就職では自分の裁量が広く、やりがいのある仕事を希望する」といった意見があり、若年層の一部は、希望を叶えられる企業が県内には少ないというイメージを持ち、県外へ転出していることも分かりました。

これらのことから、県内に住む若年女性が、自身の能力や可能性を伸ばし活躍するためには、多様な形でいきいきと活躍する女性の存在を知り、性別に関わりなく活躍できるキャリアイメージを早期から築くことが重要と言えます。また、働きやすい職場環境が整備され、やりがいを持って働くことのできる企業が県内にもあると知るとは、県外進学後の U ターンを促進することにもつながると期待できます。

本事業では、内閣府の地域女性活躍推進交付金を活用し、県内女子中高生を対象に、エンパワーメントにつながるキャリア教育の機会を提供することにより、将来的な女性の活躍を推進することを目的とします。

図 1 県内の男女の雇用者の雇用形態内訳（出典／令和 2 年国勢調査）

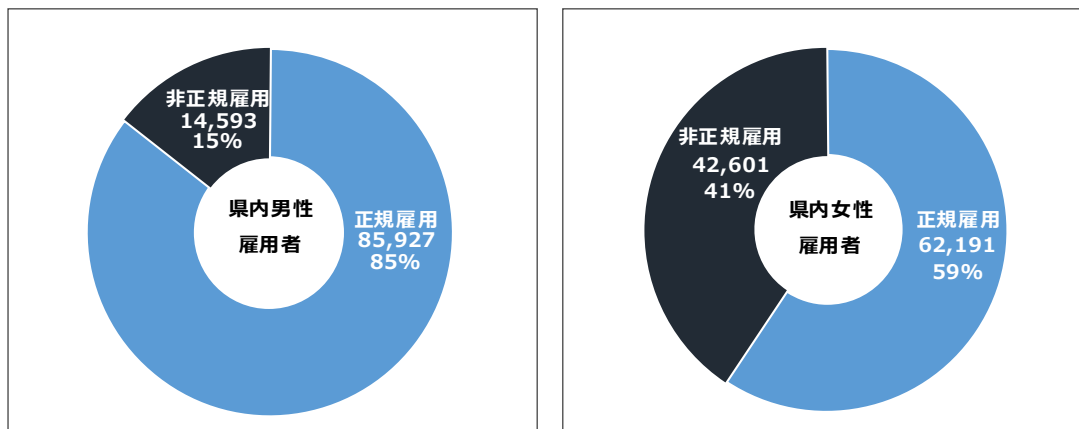


図2 県内企業における業種別女性管理職割合 (出典/令和7年度高知県労働環境等実態調査)

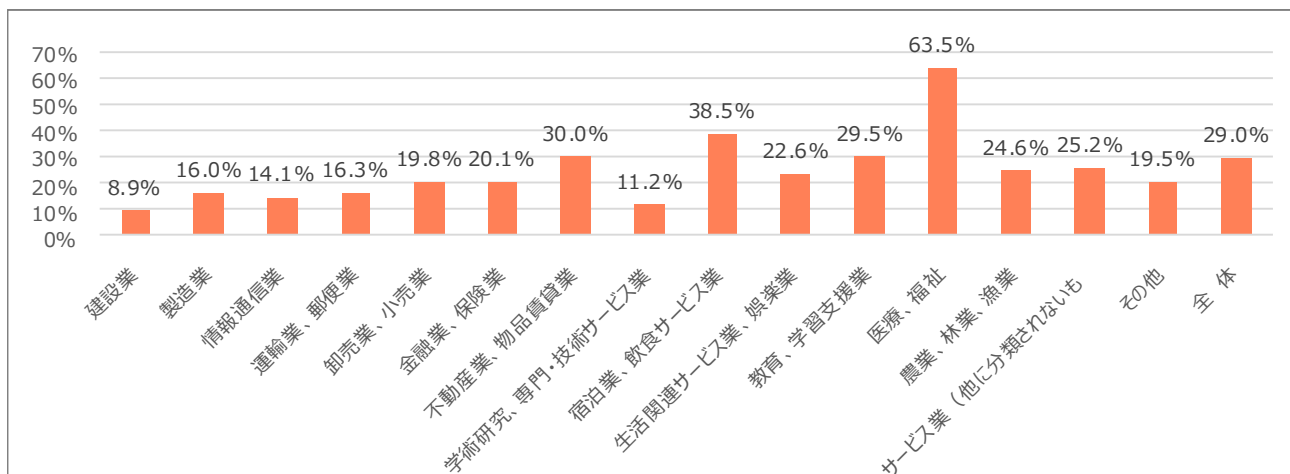
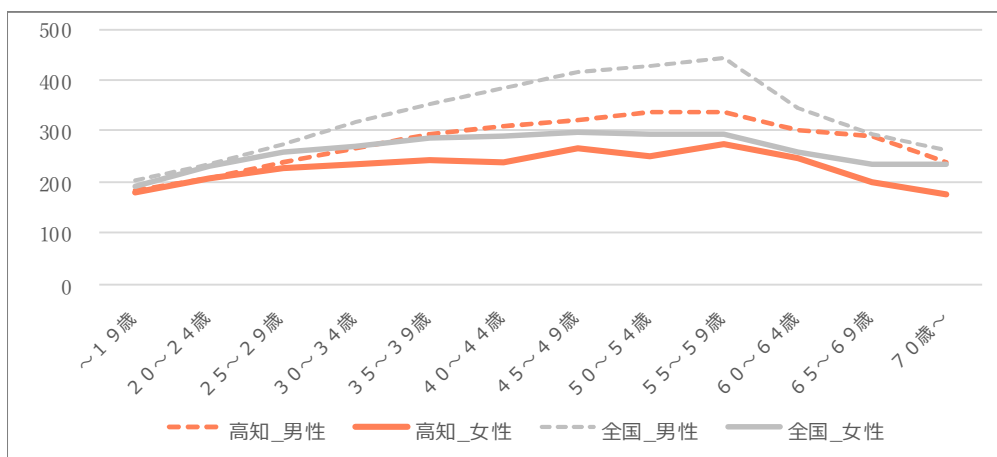


図3 全国と高知県の男女間賃金格差 (出典/令和6年度賃金構造基本統計調査)



第2 委託契約期間

令和8年6月から令和9年2月26日までとする。

第3 業務内容

女子中高生が将来のキャリアに興味を持ち、どのような仕事や働き方があるかを知ることができるよう、キャリア教育の機会を提供し、事務局として運営全般を行ってください。

(1) 働くことやキャリアに興味を持つためのトークイベントの実施

県内女子中高生及びその保護者を対象に、県内で活躍する女性管理職や女性起業家、弁護士など3人程度をパネラーとしたトークイベントを2回以上実施することとし、人選については県と協議のうえ決定すること。

- ・実施時期：8～9月、10～11月
- ・定員：各回80名程度

(2) 参加者募集のための広報

①チラシの制作

県内の中学1, 2年生及び高校1, 2年生とその保護者に周知するためのチラシを制作し、各回ごとに各学校(中・高あわせて154校)等へ県の指定する枚数を配布すること。

- ・印刷枚数：22,000枚/回
- ・仕様：A4両面フルカラー マットコート90kg
- ・配布内訳：【学校】21,500枚、【公共施設】400枚、【県へ納品】100枚 /回

②ランディングページの作成

随時、イベント等の内容を発信し、WEB上で申込みが可能なランディングページを制作すること。

③学校への働きかけ

県内中学、高校20校程度へ参加について直接働きかけを行うこと。実業高校等だけでなく、卒業後に大学進学する生徒が多い学校へも働きかけを行うこと。

④その他、効果的な広報の手法等について提案すること。

(3) イベント開催レポートの作成・配布について

イベントに参加しなかった学生及びその保護者にも効果を波及させるため、イベント終了後に、イベントの内容や参加者の感想等をまとめたレポートを作成し、県内中学、高校154校へ配布すること。

- ・実施時期：1～2月
- ・印刷枚数：300枚
- ・仕様：A2片面フルカラー コート135kg
- ・各校1～2枚(小規模校は1枚とする)

(4) 事務局の運営

当該事業を実施するにあたり、事務局として以下に例示する業務全般を行うこと。また、責任者を明確にし、研修等が円滑にできる人員・体制を確保すること。

- ・会場の選定及び手配
- ・参加希望者からの問合せ等への対応
- ・各回の参加者リストの作成、県への報告
- ・会場設営及び撤去
- ・当日受付及び参加者の出欠確認
- ・講師、ファシリテーター等への依頼及び当日対応
- ・進行シナリオ及び運営マニュアルの作成
- ・資料(会場配布分)の作成

- ・司会進行及び進行管理
- ・こうち学生登録など、県からのお知らせの参加者への配付
- ・参加者アンケートの実施及びとりまとめ（アンケート内容は事前に県と協議すること）
- ・会場使用料及び講師謝金等の支払い

（５）その他の提案事項

その他、事業効果を高めるための独自提案があれば併せて提案してください。

（６）納品物

業務完了報告書を令和 9 年 2 月 26 日（金）までに提出すること。

※報告書は写真画像も活用しながら運営内容や実施結果、アンケート集計結果も記載すること。

第 4 その他留意事項

- 1 当該委託業務は、内閣府の地域女性活躍推進交付金を活用して実施することから、本業務に係る委託料の用途を明らかにしておくとともに、支出内容を証明する書類を本業務終了後 5 年間に達する年度末まで保管すること。業務完了後、会計検査への対応などが生ずる場合には協力すること。
- 2 当該委託業務において、再委託は認めない。（ただし、講師を依頼することや印刷物の作成を外部企業に依頼することは可能）
- 3 仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。
- 4 受託者は、委託者と事業の実施体制及び進捗状況について綿密に調整することとし、円滑に業務を実施することとする。
- 5 受託者は、当該委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その損害の責めを負う。